

発議第2号

令和3年11月22日

山都町議会議長 藤澤 和生 様

提出者 山都町議会議員

真原 誠

賛成者 山都町議会議員

吉川 美加

山都町議会広報の発行に関する規則の一部改正について

上記議案を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び山都町議会会議規則（平成17年議会規則第1号）第14条第2項の規定により、山都町議会広報の発行に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出します。

（提出の理由）

町議会の諸活動を町民に説明する義務が全うされるようにするとともに、町議会及び町政に対する町民の理解と信頼を深めるための議会広報を発行するため、委員会構成及び任期等について山都町議会広報の発行に関する規則の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町議会広報の発行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年 月 日

山都町議会議長 藤澤 和生

山都町議会規則第 号

山都町議会広報の発行に関する規則の一部を改正する規則

山都町議会広報の発行に関する規則（平成23年山都町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地方自治法（昭和22年法律第67号）第115条第1項の趣旨に基づき、議会の活動状況等を広く町民に周知し、町政への信頼と理解」を「町議会の諸活動を町民に説明する義務が全うされるようにするとともに、町議会及び町政に対する町民の理解と信頼」に、「ために」を「ことについて」に改める。

第2条中「公平」を「公正」に、「原則」を「基本原則」に、「簡潔を旨とし」を「簡潔な文章を心掛け、町民に分かりやすく読みやすい編集を行うよう努め」に改める。

第3条の見出し中「記載」を「掲載」に改め、同条第2号中「及び議会運営委員会」を「、議会運営委員会その他の委員会」に改め、同条第3号中「その他」を「前2号に掲げるもののほか」に改める。

第4条第2項中「山都町議会」を「、町議会」に改める。

第5条第1項中「その編集に適正を期するため、山都町議会」を「情報の収集、原稿の作成、編集等を行うため、町議会」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

- 2 委員会は、議長及び副議長を除く6人の委員をもって構成する。
- 3 委員は、議長が会議に諮り指名する。

第10条中「規定する」を「定める」に改め、「必要」の前に「広報の発行に関し」を加え、「別に」を「、委員長が委員会に諮って」に改め、同条を第12条とし、第9条を第11条とし、第8条を第10条とし、第7条の2を第9条とし、第7条を第8条とする。

第6条第1項中「おく」を「置く」に改め、同条を第7条とする。

第5条の次に次の1条を加える。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、後任の委員が選任されるまでの間は、在任する。

2 任期満了による委員の改選は、当該任期満了の日前30日以内に行うことができる。

3 委員の任期は、選任の日から起算する。ただし、任期満了による改選が当該任期満了の日前に行われたときは、当該改選による委員の任期は、前任の委員の任期満了の日の翌日から起算する。

4 補欠委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和3年11月5日から適用する。

山都町議会広報の発行に関する規則(平成23年議会規則第1号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第115条第1項の趣旨に基づき、議会の活動状況等を広く町民に周知し、町政への信頼と理解を深めるため、山都町議会広報(以下「広報」という。)を発行するために</u> <u>必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(編集の方針)</p> <p>第2条 広報の編集は、<u>公平かつ真実を原則</u> <u>とし、簡潔を旨とし</u> <u>なければならない。</u></p> <p>(記載事項)</p> <p>第3条 広報には、次の事項を掲載する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>常任委員会及び議会運営委員会</u> <u>に関する事項</u></p> <p>(3) <u>その他</u> <u>必要と認める事項</u></p> <p>(発行)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 広報の発行責任は<u>山都町議会</u>とする。</p> <p>(広報委員会)</p> <p>第5条 広報の発行に関して、<u>その編集に適正を期するため、山都町議会</u> <u>に広報委員会(以下「委員会」という。)を設置する。</u></p> <p>2 <u>委員会の委員は、5人以内とし、議長が会議に諮って指名する。</u></p> <p>3 <u>委員会の委員の任期は、議員の任期とする。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>町議会の諸活動を町民に説明する義務が全うされるようにするとともに、町議会及び町政に対する町民の理解と信頼</u> <u>を深めるため、山都町議会広報(以下「広報」という。)を発行することについて必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(編集の方針)</p> <p>第2条 広報の編集は、<u>公正かつ真実を基本原則</u>とし、<u>簡潔な文章を心掛け、町民に分かりやすく読みやすい編集を行うよう努めなければならない。</u></p> <p>(掲載事項)</p> <p>第3条 広報には、次の事項を掲載する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>常任委員会、議会運営委員会その他の委員会に関する事項</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか必要と認める事項</u></p> <p>(発行)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 広報の発行責任は、<u>町議会</u>とする。</p> <p>(広報委員会)</p> <p>第5条 広報の発行に関して、<u>情報の収集、原稿の作成、編集等を行うため、町議会</u>に<u>広報委員会(以下「委員会」という。)を設置する。</u></p> <p>2 <u>委員会は、議長及び副議長を除く6人の委員をもって構成する。</u></p> <p>3 <u>委員は、議長が会議に諮り指名する。</u></p>

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長をおく。

2・3 (略)

(会議)

第7条 (略)

(会議の開催方法の特例)

第7条の2 (略)

(委員会の費用弁償)

第8条 (略)

(配布)

第9条 (略)

(補則)

第10条 この規則に規定するもののほか、_____必要な事項は別に_____定める。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、後任の委員が選任されるまでの間は、在任する。

2 任期満了による委員の改選は、当該任期満了の日前30日以内に行うことができる。

3 委員の任期は、選任の日から起算する。ただし、任期満了による改選が当該任期満了の日前に行われたときは、当該改選による委員の任期は、前任の委員の任期満了の日の翌日から起算する。

4 補欠委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第7条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2・3 (略)

(会議)

第8条 (略)

(会議の開催方法の特例)

第9条 (略)

(委員会の費用弁償)

第10条 (略)

(配布)

第11条 (略)

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、広報の発行に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。